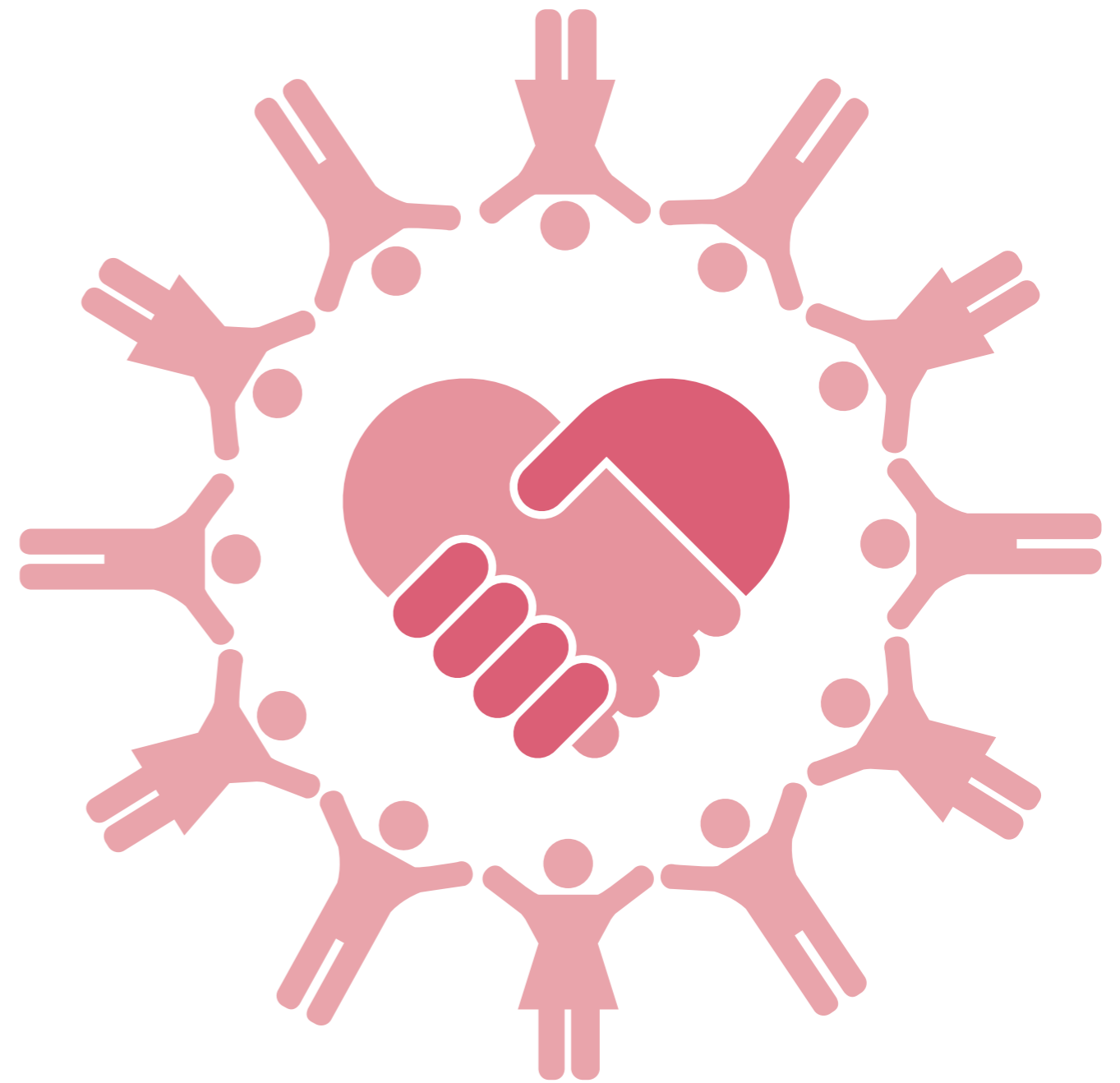


行政連携のお品書き 平成29年度版

～岐阜の弁護士がお手伝いします～



岐阜県弁護士会

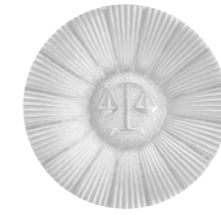
〒500-8811 岐阜県岐阜市端詰町22番地

TEL:058-265-0020

岐阜県弁護士会

検索

<http://www.gifuben.org/>



平成29年度版「行政連携のお品書き」発刊にあたり

岐阜県弁護士会では、行政の皆様と幅広く連携する取り組みとして「行政連携のお品書き」と題するパンフレットを作成しています。

昨今、地方自治体が抱える課題は、ますます多種多様となっており、なかには法的専門性を要するものも少なくないと思われます。

当会においては、行政の皆様の課題・要望に対応できるよう、分野毎に研鑽を積むなどし、皆様との連携をさせていただいております。

平成27年度には、皆様の課題・要望に、迅速かつ適切に対応していけることを目指し、会内に行政連携プロジェクトチームを立ち上げました。そして、行政の様々な分野にわたり、皆様に協力していくことができる法的サービスの内容を「お品書き」にまとめて一覧化し、A4判2つ折としたものを配布しておりました(平成27年度版、平成28年度版)。

幸いにも複数の行政の皆様からお問い合わせをいただき、実際に「お品書き」のなかからいくつものサービスをご活用いただくことができました。

平成29年度版の「行政連携のお品書き」では、冊子の形式とし、利便性を図れるよう、情報量を格段に増大しました。

具体的には、弁護士会として提供することが可能なサービスごとに、サービスの詳細と、これまでの連携実績を取り纏めさせていただいております。

行政の皆様には、本「お品書き」を手にとられて、是非共ご一読いただきますよう、また本冊子が、サービスの活用を試みられることの第一歩となることを望んでおります。

本お品書きが、行政の皆様に少しでもお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成29年4月
岐阜県弁護士会会長
浅井 直美



このようなご要望はありませんか？ 岐阜の弁護士がお手伝いします。

行政連携のお品書き お問い合わせ書については、
P.25の申込方法（共通）をご覧ください。



- 1 弁護士の推薦・紹介** P.4

各種審議会、委員会、協議会等の委員となる弁護士を推薦・紹介してほしい。
顧問弁護士を推薦・紹介してほしい。
- 2 職員向け研修・勉強会** P.5

職員向け研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。
- 3 職員向け法律相談** P.6

職員向け法律相談（業務に関する問題に対応した法律相談、個人的な問題に対応した法律相談など）を弁護士にお願いしたい。
- 4 条例制定支援** P.7

条例を制定する際に弁護士から法的な助言を受けたい。
条例制定を担当する職員向けの研修や勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。
- 5 公金債権回収** P.8

公金債権の回収を弁護士に依頼したい。
公金債権回収を担当する職員向けの研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。
- 6 包括外部監査** P.9

包括外部監査人となることができる弁護士を推薦してほしい。
- 7 行政不服審査** P.10

審理員や第三者機関の委員に弁護士を推薦してほしい。
- 8 空家等の対策** P.11

空家対策や空家の利活用について弁護士から法的な助言を受けたい。
審査会や協議会の委員となる弁護士を推薦してほしい。
- 9 不当要求対策や反社会的勢力の排除** P.12

不当要求対策や反社会的勢力の排除に関する職員向けの研修・勉強会へ講師として
弁護士を派遣してほしい。実際に不当要求を受けているため、弁護士に対応を依頼したい。

- 10 コンプライアンスの確保・向上** P.13

コンプライアンスの確保・向上のための助言や体制づくりの支援を弁護士に依頼したい。
不祥事が発覚した際、弁護士で構成される第三者委員会に検証や再発防止策の策定を依頼したい。
- 11 行政事件訴訟等対応** P.14

住民訴訟等を提起されたため、弁護士に対応を依頼したい。
- 12 任期付公務員** P.15

弁護士を自治体の職員として採用したい。
- 13 スクールロイヤー** P.16

学校で発生する諸問題について、弁護士に相談したい。
- 14 市民向け法律相談・講演** P.17

市民向けの法律相談や講演会へ弁護士を派遣してほしい。
- 15 市民向けサービスの向上** P.18

次のような各問題について、
①各問題に対応した市民向けの法律相談・講演会を実施してほしい。
②法的手続が必要になる場合に対応することのできる弁護士を紹介してほしい。
③各問題を取り扱う職員向け研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。

ア 生活困窮者の支援・権利擁護 エ 高齢者・障がい者の支援・権利擁護
イ 消費者被害の救済・事前防止 オ 犯罪・DV被害者支援
ウ 子どもの人権救済
- 16 法教育** P.23

小中高生を対象とした法教育などの出前授業・職場体験・裁判傍聴などを弁護士にお願いしたい。
小中高校にて実施される「法」に関する授業を担当する職員向けの助言や共同での授業作りの
ために弁護士を派遣してほしい。
- 17 中小企業支援** P.24

中小企業向けの法律相談や講演会を実施してほしい。弁護士と協力して中小企業の
再生や事業承継など中小企業支援に取り組みたい。中小企業の問題を取り扱う職員向けの
研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。

① 弁護士の推薦・紹介



各種審議会、委員会、協議会、監査委員等の委員に弁護士を推薦・紹介してほしい。顧問弁護士を推薦・紹介してほしい。



自治体で活躍できる弁護士を推薦・紹介します

ご提供できる法的サービス

自治体では各種審議会、委員会、協議会、監査委員などにおいて、有識者の委員を必要とすることが多いと思われれます。弁護士は法律実務家として有識者委員で関与することが可能です。

分野、性別など必要性に応じ、弁護士の推薦・紹介を行います。

また、既に顧問弁護士がいる場合でも、利害関係の問題などで対応できない場合があります。その場合複数の顧問弁護士を置くことが有用です。顧問弁護士の推薦を行います。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体その他行政機関に対し、各種審議会、委員会、協議会に会員を推薦しております。個人情報保護審査会、公平委員会など多数の実績があります。
- ② 岐阜県内の自治体に対し、監査委員に会員を推薦しております。



② 職員向け研修・勉強会



職員向け研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。



職員のスキルアップを弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

① 対応分野

当会では公金債権回収、空家対策、スクールロイヤー制度、包括外部監査制度、第三者委員会など多くの分野について研究しております。これらの分野は、当会会員が実際に業務に携わっているものが多く、また、外部講師を招くなどの内部研修を実施し、関係者との懇談会を通じて現場の課題を聞くなどの具体的な取り組みをしております。

その他、条例制定支援などニーズがあるものについては、分野を問わず対応していきたいと考えています。

② 具体的な対応

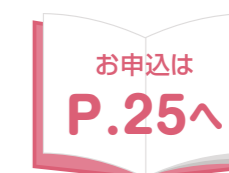
研修会や勉強会などへ講師を派遣します。講師料金等については事前にご相談ください。現場の課題についての情報共有を目的として意見交換会という形態での対応も考えられます。

当会から企画することも考えております。その際は案内させていただきますので、是非ご参加ください。



これまでの連携実績

- ① (岐阜市内で、)岐阜県内の自治体等を対象とした公金の債権回収業務に関する法務研修を実施しました。
- ② 岐阜県内の自治体に管理職向けコンプライアンス勉強会の講師を派遣しました。



③ 職員向け法律相談



職員向け法律相談(業務に関する問題に対応した法律相談、個人的な問題に対応した法律相談など)を弁護士にお願いしたい。



職員のお悩みに弁護士がお答えします

ご提供できる法的サービス

① 業務に関する法律相談

行政機関が抱える法律問題の相談に対応するため、当該分野に精通した弁護士を推薦・紹介します。行政の分野は多岐にわたりますが、弁護士会には各種委員会が存在し、当該分野に精通した弁護士が存在します。また、空き家対策など、様々な分野が関連する事業などであっても、弁護士会内の連携により、ニーズに応じた法律相談を実施することが可能です。

② 職員向け福利厚生としての法律相談

行政職員に対する福利厚生として、行政職員個人が抱える法律問題について相談することのできる弁護士を推薦・紹介します。必ずしも個々の業務に関する相談に限定せず、個人の悩み全般を想定しています。庁舎に弁護士を派遣することも可能です。職員が悩みを抱えることなく安心して仕事をするような環境づくりは組織として重要なことと考えています。自治体によっては任期付公務員がかかる業務を行っているところもあるようですが、任期付公務員の採用は躊躇する場合であってもお気軽にご利用可能です。



④ 条例制定支援



条例を制定する際に弁護士から法的な助言を受けたい。条例制定を担当する職員向けの研修や勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。



条例制定を弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

債権管理条例やコンプライアンス条例など条例制定立案を支援することができる弁護士を推薦します。

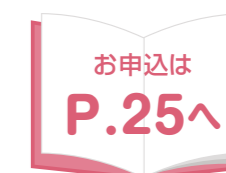
条例制定についてのみアドバイスを求めることも可能ですが、実際に、弁護士に委託した業務の分野について、受託弁護士を中心に、条例や規則、要綱の制定や運用などについてアドバイスを受けることにより、より効果的な業務体制にすることができます。

また、条例等(規則、要綱を含む。)制定立案担当職員に向けて知識向上を目的とした職員向け研修・勉強会へ講師を派遣し、条例等制定立案に向けての研修のほか、条例等制定後の制度研修を職員に行い、条例等を遵守した業務体制にすることができます。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体において、消費生活条例、暴力団排除条例、暴力団排除支援基金条例、客引き防止条例、コンプライアンス条例(法令等遵守条例)、開発事業に関する条例、債権管理条例などについて、意見を出したり相談を受けたりしたほか、具体的制定作業を行いました。



⑤ 公金債権回収



公金債権の回収を弁護士に依頼したい。公金債権回収を担当する職員向けの研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。



回収困難な公金債権の回収を弁護士が
お手伝いします

ご提供できる法的サービス

自治体など行政の有する公債権、私債権の管理回収を受託・支援することのできる弁護士を紹介します。弁護士が債権の管理回収を受託した場合、弁護士名による請求、滞納者に対する支払督促や訴訟、強制執行による回収により、債権の回収率を高めることになります。また、債権回収業務のほか、放棄や不納欠損のほか、調定、債権管理条例や規則、要綱制定についてのアドバイスなども行うことから、行政職員の負担を軽減することにつながります。

債権回収担当者職員の知識向上を目的とした職員向け研修・勉強会へ講師を派遣します。業務として、債権回収を行っている弁護士から、効果的な請求の方法などについてのノウハウを職員向けにお伝えする講義を行います。



これまでの連携実績

- 1 岐阜県内の自治体において、債権回収業務のほか、債権管理条例の制定、専決処分等について提案しました。また、強制徴収公債権を含む債権管理業務全般についての法律相談や支払督促等の法的措置を実施しました。
- 2 岐阜市内で、岐阜県、及び岐阜県内の自治体等を対象とした公金の債権回収業務に関する法務研修を実施した際、当会会員が講師になりました。



⑥ 包括外部監査



包括外部監査人となることのできる弁護士を推薦してほしい。



包括外部監査を担当できる弁護士を
推薦・紹介します

ご提供できる法的サービス

① 制度の概要

弁護士、公認会計士など一定の資格を有する外部監査人が、その専門的な立場から、当該地方公共団体において必要と考える監査テーマを選定し、適法性、有効性、効率性、経済性等の観点から監査を行う制度です。地方公共団体において裏金などが社会問題化するなどして、専門性、独立性を強化した監査制度の導入が必要と考えられ、住民の信頼を高めることを期待して平成10年10月1日から導入された制度です。地方自治法第252条の36以下に規定されています。

② 対象団体

都道府県、政令指定都市、中核市は実施が義務づけられています。その他の地方公共団体においても条例を制定することで実施が可能となります。

これまで、岐阜県内では瑞穂市と羽島市が条例制定により監査を実施しました。

③ 監査人が弁護士であることのメリット

監査は公認会計士の仕事というイメージがあるかもしれませんが、実際、外部監査においても現状9割ほどを公認会計士が監査人をしています。確かに、公認会計士は会計財務の専門家ですが、法律の専門家である弁護士ならではの視点による監査も意味あるものです。弁護士の思考は、証拠に基づく確かな事実認定を踏まえ、根拠に照らしてその意味を検証し、評価するという流れですが、外部監査においてもかかる思考は有用です。多くの弁護士監査人は、補助者に公認会計士や税理士を入れることで財務会計面でのフォローもしており、むしろ、多角的な視点による監査をすることができます。



これまでの連携実績

- 1 平成26年度～平成28年度にかけて、岐阜県内の自治体にて行われた包括外部監査について、包括外部監査人1名を推薦しました。
- 2 岐阜県内の自治体にて行われた包括外部監査について、当会会員が包括外部監査人補助者となっています。



⑦ 行政不服審査



審理員や第三者機関の委員に弁護士を推薦してほしい。



審査請求に対応できる弁護士を推薦します

ご提供できる法的サービス

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されております。
改正法では、行政不服審査手続の公正性向上を目的として、「審理員」及び「第三者機関」が設置されました。「審理員」は、裁決の決定権者である審査庁とは別に、審査請求の審理を主催する者です。また、「第三者機関」は、審理員意見書が提出された後に、審査庁から諮問される機関であり、審査庁はその意見を踏まえて裁決するとされております。
当会では、外部講師を招いた研修会を実施するなどし、審理員や第三者機関の委員を推薦できる体制を整備しております。



これまでの連携実績

- ① 複数自治体から推薦依頼があり、審理員や行政不服審査会（第三者機関）の委員に弁護士を推薦しています。



⑧ 空家等の対策



空家対策や空家の利活用について弁護士から法的な助言を受けたい。審査会や協議会の委員となる弁護士を推薦してほしい。



空家問題の解決を弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家対策特別措置法」という。）に基づき行政が行う空家対策を中心に、空家対策に関する行政への法的アドバイス、条例整備への協力、特定空家等の認定に関する審査会や空家対策協議会等への弁護士派遣等を行うことができます。
また、空家対策特別措置法の枠組のみにとらわれない一般市民向けの空家対策に関する相談会の実施などの行政による相談体制の整備にも協力します。
その他、空家対策特別措置法だけでなく、建築基準法、消防法、道路法、災害対策基本法、災害救助法、廃棄物処理法等による措置等、他の関連法令に関する法的援助も行います。また、空家問題を解決する為に必要な民法上の法的問題についてもアドバイスをいたします。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体において、空家等対策推進協議会の民選委員として参加し、空家等対策計画の策定から始まり、空家対策条例の制定等、空家対策に関する様々な検討課題に対して意見を述べる等の活動を行っています。
- ② 岐阜県内の自治体において、特定空家等審査会の審査員として参加し、空家対策特別措置法上の特定空家の認定、勧告、命令、代執行等について、審査員として意見を述べる等の活動を行っています。



⑨ 不当要求対策や反社会的勢力の排除



不当要求対策や反社会的勢力の排除に関する職員向けの研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。実際に不当要求を受けているため、弁護士に対応を依頼したい。



不当要求者・反社会的勢力への対応を 弁護士がお手伝いします



ご提供できる法的サービス

① 自治体に対する不当要求への対応

県警・暴力追放推進センターとの連携により、行政に対する不当要求行為の防止のための、助言・講習を通じて、公共事業からの暴力団排除活動を支援します。

弁護士会では、暴力追放推進センターの主催する、民事介入暴力の防止のための責任者講習に講師として参加し、防止の方法の講習を長年行ってきました。この講習を、行政対象暴力に特化させたものを、行政関連機関の要請で講師を派遣して行ったり、暴力追放推進センターの主催する、地方公共団体の担当職員を対象とした責任者講習の特別バージョンに講師として参加した実績があります。

② 自治体に対する不当要求の排除

現実に不当要求を受けている自治体や行政関連機関から依頼を受け、弁護士が不当要求を排除するために活動することができます。弁護士が自治体や行政関連機関の代理人として不当要求対応に当たることにより、窓口で不当要求に対応する職員の負担軽減、不当要求案件の早期解決につながります。

③ 自治体と連携した暴力団の排除

岐阜市など自治体と一体となって、市民・住民に対して、暴力団排除活動のサービスを提供しています。

具体的には、商店街振興組合連合会や商店街振興組合の定款に暴排条項を導入したり、自治会連合会の規約に暴排条項を導入したりしています。

また、暴力団排除のための条例制定や運用改善のため、自治体と市民・住民と勉強会を開催しています。具体的には、暴力団排除支援基金条例や客引き防止条例についての勉強会を開催しています。

これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体において、行政対象暴力を主題とする講習を実施しています。
- ② 岐阜県内の自治体等が不当要求を受けた事案において、弁護士が自治体等から依頼を受け、不当要求排除のために活動しました。
- ③ 岐阜県内の自治体等から不当要求事案の相談を受け、助言を行っています。
- ④ 岐阜県内の自治体と協力して、当該自治体において活動する商店街振興組合の定款（全国初の事例）、及び自治会連合会の規約に暴力団排除条項を導入しました。
- ⑤ 岐阜県内の自治体において、暴力団排除支援基金条例、客引き防止条例に関する勉強会、意見交換会を行いました。



⑩ コンプライアンスの確保・向上



コンプライアンスの確保・向上のための助言や体制づくりの支援を弁護士に依頼したい。不祥事が発覚した際、弁護士で構成される第三者委員会に検証や再発防止策の策定を依頼したい。



コンプライアンスの確保・向上を弁護士が お手伝いします



ご提供できる法的サービス

① 公益通報窓口

行政職員等が、行政機関の運営に関し法令違反等があると思われるとき等の通報先窓口となる弁護士を紹介します。守秘義務があり、行政機関の外部にある弁護士を通報窓口とすることで、通報者の氏名が知れることや通報が無視されることを懸念する行政職員にも通報しやすい仕組みが構築でき、法令違反行為等の早期発見・是正につながります。

② 公正職務審査

行政機関に寄せられた公益通報について、調査の要否、調査結果、是正措置の内容について審議する審査委員として適切な弁護士を推薦します。

③ 第三者委員会

不祥事が発覚したときに、独立性が高く説得力ある調査を行う第三者委員会を設けて、市民に対する説明責任を果たすべき場合があります。第三者委員会は、依頼者である地方公共団体とは独立した立場で、不祥事の実態・責任の所在の確認、原因の究明、不祥事の背後にあるリスク分析、再発防止策の策定等を行い、報告書を公表します。その第三者委員会の委員として適切な弁護士を推薦します。

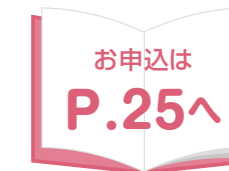
④ 講師派遣

コンプライアンス確保・向上を目的とした職員向け研修・勉強会などへ講師を派遣します。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体に対し、公益通報取扱要綱に基づく外部相談員を推薦しました。
- ② 岐阜県内の行政関連団体に対し、検証委員会の委員を推薦しました。



⑪ 行政事件訴訟等対応



住民訴訟等を提起されたため、弁護士に対応を依頼したい。



住民訴訟などの行政訴訟に対応できる
弁護士を推薦・紹介します

ご提供できる法的サービス

行政機関を相手方とする請求や訴訟が提起された場合、行政機関の代理人として活動することができる弁護士を推薦・紹介します。顧問弁護士による対応がなされることが通常かと考えますが、利害相反事案など、顧問弁護士以外の弁護士を代理人とする必要性が生じる事案も考えられます。このような場合に、行政事件訴訟等に対応可能な弁護士を推薦・紹介します。



⑫ 任期付公務員



弁護士を自治体の職員として採用したい。



弁護士は職員等として自治体の業務を
お手伝いすることもできます



ご提供できる法的サービス

① 業務内容

担当課からの日常的な法律相談への対応、条例、規則などの例規業務、職員研修、不当要求対応、コンプライアンスの施策立案、議会対応など多岐にわたります。自治体の規模やニーズ等により業務の範囲は設定されます。

② 採用形態

弁護士を採用する場合、特定任期付職員としての採用が多いです。最大5年の期間で、給与は自治体ごとに条例で定められることとなりますが、概ね年800万円程度が多いようです。コスト面等から考え、業務内容、業務時間を限定し、非常勤職員としての採用も考えられます。また、任期付短時間勤務職員は、公権力を行使できる(徴税吏員になることができるなど)というメリットもあり採用している自治体もあります。

③ 採用するメリット

任期付公務員という形態で弁護士が内部にいることのメリットは数多くあります。

まず、職員が日常業務の中で気軽に相談をすることが可能ということが挙げられます。その結果、職員が問題を抱え込むことが減り、また、初期段階での弁護士への相談により紛争を未然に防ぐ、紛争を最小限に留めることが可能となります。

また、問題解決に向けては、法的なものの考え方が重要ですが、職員研修の講師などを通じて、職員の法務能力を向上させることができます。

顧問弁護士対応が必要な法的問題についても、任期付公務員たる弁護士が予め必要な事実関係や問題点を整理することで外部顧問との連携をはかることができます。業務内容を限定し、勤務日数を週2日などと限定するなどして非常勤職員として採用することも有用と思われます。

全国での任期付公務員の数増加の一途をたどっています。需要、有用性が認められているものと思われます。

これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体において、特定任期付公務員として当会の弁護士1名が採用されています。条例や施策に対する法律的な観点からの助言、訴訟や住民トラブルなどへの対応、危機管理などを担当しています。



⑬ スクールロイヤー



学校で発生する諸問題について、弁護士に相談したい。



学校の諸問題について弁護士が助言します

ご提供できる法的サービス

学校現場では、学校事故、生徒指導、不登校、いじめ、保護者対応、学校運営の問題など校務全般にかかり様々な問題が発生する可能性があります。

教育委員会や学校において、各校の校長など管理職の方や個々の教員からそのような問題に対する相談が寄せられることもあろうかと思われます。

法的アドバイスが必要な場合、当会に所属する弁護士において、相談を受けることができます。また、必要に応じて弁護士を派遣し、対応したりするということでお手伝いすることが考えられます。

いわゆる「スクールロイヤー」という形でのお手伝いですが、当会では、会内で「スクールロイヤー」に関する研修会を実施するなどして対応に備えています。

現場のニーズをお聞きし、できる限り対応していきたいと考えております。

まずはお気軽にご相談ください。



お申込は
P.25へ

⑭ 市民向け法律相談・講演



市民向けの法律相談や講演会へ弁護士を派遣してほしい。



自治体が市民向けに行う法律相談・講演を 弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

各自治体において、一般市民向けサービスの一環として、弁護士による法律相談を実施する場合、相談担当弁護士として、当会に所属する弁護士を派遣いたします。

法律相談につきましては、例えば「遺言・相続法律相談」「労働相談」「消費者相談」「女性向け相談」など、特定の分野に絞った場合でも対応可能です。

料金は、原則として2時間2万円または3時間3万円(いずれも消費税、交通費別)です。



これまでの連携実績

- 1 岐阜県内の自治体における無料法律相談へ相談担当弁護士を派遣しています。
- 2 岐阜県内の社会福祉協議会における無料法律相談へ相談担当弁護士を派遣しています。
- 3 その他、岐阜県内の自治体や行政関連団体が実施する単発の法律相談に相談担当弁護士を派遣しています。

お申込は
P.25へ

⑮生活困窮者の支援・権利擁護



生活困窮者の支援・権利擁護について弁護士に対応してほしい。



自治体が行う生活困窮者の支援・権利擁護を 弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

- ① 市民向け法律相談:生活保護、生活困窮者支援、こころの相談などを行えます。
- ② 市民窓口業務研修:生活困窮者支援の事業が緒についたばかりであり、その業務を担当する支援員への研修に協力できます。
- ③ 多重債務者、生活保護希望者、生活困窮者支援希望者に対応する担当者への法的助言をし、相談者の必要な債務整理、自己破産等を受任します。
- ④ 自殺緊急対策として、その原因となっている経済的、家庭的問題等を解明して、適切な解決ができるよう支援します。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体や行政関連団体との間で生活困窮者支援に関する協議を継続的に実施しています。
- ② 岐阜県内の行政関連団体との共催で生活困窮者支援を目的とした相談会を開催しました。
- ③ 岐阜県内の自治体が行う就労支援事業に関連して、生活や労働に関する相談のために相談員を派遣しました。
- ④ 岐阜県内の自治体、及び行政関連団体の企画で、自殺問題での対面型相談を各地で実施しました。



⑮消費者被害の救済・事前防止



消費者被害の救済・事前防止について弁護士に対応してほしい。



自治体が行う消費者被害の救済・事前防止を 弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

法的アドバイザー、助言担当弁護士

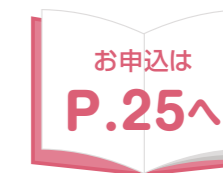
県内の全ての市町村に消費生活相談窓口が整備され、各自治体における、より充実した消費生活相談の実施、消費生活相談員の能力向上等が期待されるところです。

消費生活相談員による事例検討会に弁護士を派遣し、消費生活相談員の能力向上を図るとともに、消費生活相談員と担当弁護士がお互いに顔のみえる関係を築き、消費生活相談員が相談業務の中で直面する法的な問題等に対し、気軽に随時電話相談等を行うことができる体制を準備します。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内において消費者問題への対応を取り扱う行政関連団体の相談員が参加する事例検討会(毎月1回)に弁護士を派遣することにより、相談員の能力向上だけでなく、相談員と弁護士がお互いに顔の見える関係を築いています。また、事例検討会の実施日以外にも相談員が上記の担当弁護士(4名の弁護士を登録)に、随時電話相談をすることができるようにしています。
- ② 岐阜県内において消費者問題への対応を取り扱う行政関連団体に隔週1回助言担当弁護士(6名を登録)を派遣しています。上記の担当弁護士は、派遣日に相談員からの相談に対して助言をするだけでなく、派遣日以外にも同団体の相談員から電話による相談を随時受け付けております。
- ③ 岐阜県内の自治体が行う巡回相談事業へ法的助言担当弁護士を派遣しています。具体的な内容は上記1項と同様です。
- ④ 岐阜県内において消費者問題への対応を取り扱う行政関連団体の窓口に着目されるマニュアルの改訂原稿について、法的見地から検討し、助言を行いました。



⑮子どもの人権救済



子どもの人権救済について弁護士に対応してほしい。



自治体が行う学校の問題(体罰・いじめ等)、児童虐待への対応を弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

①学校の問題への対応

(1)講師・アドバイザーの派遣

体罰やいじめをテーマにした研修への講師の派遣や、具体的な問題が発生した際のアドバイザーの派遣を行います。

(2)ケース会議の出席

ケース会議に出席し、弁護士として法的側面からのアドバイスをを行います。

②児童虐待への対応

(1)児童虐待における法的対応

児童虐待における調査の立ち合い、親との面談、法的手続き(児童福祉法28条の申立、親権停止審判等)の代理人活動、虐待対応に関する法律相談を行います。

(2)ケース会議の出席

ケース会議に出席し、弁護士として法的側面からのアドバイスをを行います。

(3)研修講師の派遣

児童虐待問題に関する研修の講師を行います。



これまでの連携実績

- ①自治体から弁護士の派遣要請があった際に、単発で学校への講師・アドバイザーの派遣を行っています。
- ②当委員会のメンバーを中心に児童虐待に対応するための弁護団を結成、岐阜県内の自治体と事業委託契約を締結し、県内5か所の児童相談所の法律相談、法的手続きの代理等の活動を行っている。必要に応じて、岐阜県内の自治体で行われるケース会議にも出席しています。
- ③児童相談所の新入職員向け研修、児童相談所と岐阜県警の合同訓練(立ち入り調査、臨検・捜索)、養育里親研修などで講師を行っています。



⑮高齢者・障がい者の支援・権利擁護



高齢者・障がい者の支援・権利擁護について弁護士に対応してほしい。



自治体が行う高齢者・障がい者の支援・権利擁護を弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

- ①市町村長申立についての助言のほか、マニュアルや要綱の設置を行います。事案に応じた成年後見人候補者の推薦を実施します。
- ②高齢者の問題に対するため、無料専門相談(電話・面談)のほか、出張相談を実施しています。高齢者の虐待事案に対応するため、ケース会議に助言弁護士を派遣するほか、研修講師を派遣します。社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携します。
- ③障がい者の問題に対応するため、出張相談を実施しています。障がい者の虐待対事案に対応するため、ケース会議に助言弁護士を派遣するほか、研修講師を派遣します。精神医療審査会の審査員候補者を派遣します。障がい者差別解消法についての事例相談や研修会を実施します。
- ④相続・遺言問題の一つとして、空家対策を実施します。
- ⑤いずれも、福祉担当者からの相談対応も行っています。



これまでの連携実績

- ①岐阜県内の自治体において、高齢者障がい者の虐待事案に対してケース会議に出席し、虐待についての事実認定や法的対応についての助言、及び社会福祉士との専門職チームを形成しています。また、研修会を実施しています。
- ②岐阜県内の行政関連団体からの講師派遣依頼についての対応し、同団体との懇談会を実施しています。
- ③岐阜県内の自治体等において、成年後見制度市町村申立マニュアルの検討会を実施、市町村長の申立に向けてのマニュアル制定に向けて検討しています。
- ④障がい者差別解消法の施行に伴い、岐阜県内における自治体や行政関連団体の法律相談や勉強会・研修会を実施しています。
- ⑤岐阜県内の自治体における精神医療審査会の審査員の候補者を推薦しています。審査員は、措置入院や退院請求や処遇改善請求などについて、審査等を行います。
- ⑥岐阜県内の行政関連団体が主催する地域ケア会議へ出席しています。
- ⑦岐阜県内の地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、その他高齢者・障がい者に関わる福祉関係者に対する法律講座を行っています。



⑮ 犯罪・DV被害者支援



犯罪・DV被害者支援について弁護士に対応してほしい。



自治体が行う犯罪・DV被害者支援を
弁護士がお手伝いします



ご提供できる法的サービス

① 犯罪被害者支援

犯罪被害者等基本法(平成17年4月1日施行)に基づく犯罪被害者等基本計画(平成28年3月に第3次改定済)による犯罪被害者支援精通弁護士の紹介業務(平成28年3月31日現在名簿登録42名)、日弁連委託事業の犯罪被害者支援のための法律援助事業を従来から担ってきました。なお、平成20年12月1日以降の起訴刑事事件(なお、罪種は身体犯や性犯罪などに限定される。)については、犯罪被害者の刑事手続参加制度、損害賠償命令制度が利用できることになったため、刑事手続参加のための国選被害者参加弁護士名簿(平成28年3月31日現在名簿登録37名)を調製し、いつでも対応できる体制にしています。月別相談担当弁護士(各月2名体制)による無料電話相談を実施しています。性被害のワンストップ支援センターについては、岐阜県からの要請で、平成27年10月15日以降、民間支援機関である「ぎふ性暴力被害者支援センター」と連携しながら、主体となる女性弁護士委員7名と補助要員の4名の男性弁護士委員で構成した名簿を調製しています。

岐阜県警との間については、年1回、意見交換会を開催し、連携が円滑になされるよう協議をしており、今後は、対スティーカー協力体制も検討課題になっています。民間支援機関である「ぎふ犯罪被害者支援センター」とも、その設立時である平成16年以降、継続的に連携してきました。さらに、犯罪被害者支援に関する基本条例を制定する予定の市町村に対しては、その制定に協力することができます。

② DV被害者支援

『女性に対する暴力』について女性の悩みに応えるために、日弁連は1991年以来毎年『全国一斉女性の権利110番』を実施し、当会もその一環として毎年実施してきました。毎年、離婚、セクハラ、スティーカー、その他さまざまな相談が多く寄せられており、女性の権利週間中の1日(毎年6月下旬の土曜日午前10時から午後3時まで)に実施し、6名の弁護士委員が電話・面談相談を担当しています。岐阜県女性相談センターとの間では、意見交換会を年2回実施しているほか、月別法的対応弁護士の派遣も行っています。また、犯罪被害者支援と同様、月別相談担当弁護士による無料電話相談も実施しています。さらに、前述したように、岐阜県警との間においては、年1回、意見交換会を開催し、連携が円滑になされるよう協議をしており、DV法の保護命令に関することなどが検討課題になっています。

これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の自治体と協力関係にある犯罪・DV被害者支援団体へ、相談員となる弁護士の派遣や定期的な意見交換会を行っています。
- ② 岐阜県警との連携を円滑に行うための意見交換会を行っています。



⑯ 法教育



小中高生を対象とした法教育などの出前授業・職場体験・裁判傍聴などを弁護士にお願いしたい。小中高校にて実施される「法」に関する授業を担当する職員向けの助言や共同での授業作りのために弁護士を派遣してほしい。



法に関する出前授業や法に関する授業作りを
弁護士がお手伝いします

ご提供できる法的サービス

① 授業づくりのお手伝い

小学校、中学校、高等学校において実施される法に関する授業(主権者教育、法教育が代表的ですが、これらに限りません)について、弁護士が、教員による授業づくりに参加して助言を行ったり、教員と一緒に共同授業を行います。法の専門家の立場からの意見や、法的なものの方・考え方を授業に取り入れることにより、児童・生徒にとってより深い学びにつながります。

② 出前授業(講師派遣)

弁護士が教育機関に赴き、弁護士が作成した教材による授業を行います。授業のテーマは、法教育、主権者教育に限らず、キャリア教育、情報モラル教育などご要望に応じて幅広く対応していますし、授業の日時や時間数等もご希望に合わせて調整しています。弁護士から直接話を聞くことで、刺激のある授業を児童・生徒に提供します。また、授業者である教員向けの研修講師も対応しています。

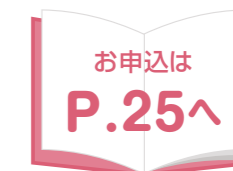
③ 職場体験・裁判傍聴

法律事務所、弁護士会、裁判所等を訪問して弁護士の業務を体験したり、弁護士の仕事や資格についての質問に答えます。また、適切な事件があれば、実際の裁判の傍聴に付き添って、弁護士が裁判の内容を解説することもできます。
※なお、上記サービスにかかる費用ですが、学校の生徒・児童向けに実施するものは、原則として無料で行っています。



これまでの連携実績

- ① 岐阜県内の小学校において、情報モラル教育に関する出前授業を実施しました。
- ② 岐阜県内の中学校において、刑事模擬裁判授業における評議体補助のための学校派遣を実施しました。
- ③ 岐阜県内の高等学校において、古典を利用した法教育教材の開発・弁護士と教員との共同授業を実施しました。



17 中小企業支援



中小企業向けの法律相談や講演会を実施してほしい。弁護士と協力して中小企業の再生や事業承継など中小企業支援に取り組みたい。中小企業の問題を取り扱う職員向けの研修・勉強会へ講師として弁護士を派遣してほしい。



自治体が行う中小企業支援を弁護士が
お手伝いします

ご提供できる法的サービス

1 研修・勉強会への講師派遣

中小企業支援に取り組む職員向け研修・勉強会へ弁護士を派遣します。

例えば、①自治体の窓口で中小企業からの様々な相談を受けることがある職員に対して、中小企業から寄せられることの多い法律問題に関する相談についての研修に講師として参加する、②中小企業支援を目的とした新しい法制度が施行されたり、従来の法制度が改正されたりした場合、それを扱う職員向けの勉強会や講演会へ講師を派遣することなどが可能です。

2 法律相談・講演への講師派遣

行政が主催する中小企業向けの法律相談や講演へ弁護士を派遣します。

例えば、自治体などが、①中小企業経営者を対象に、中小企業やその経営者が抱える法律問題全般を相談できる法律相談を開催する場合に弁護士の相談担当員を派遣する、②世代交代を考えている中小企業経営者を対象に事業承継をテーマとした講演会、及び講演会後に個別の相談会を開催する場合に弁護士の講師及び相談員を派遣することなどが可能です。

3 その他中小企業支援

その他、行政が主導する中小企業支援に弁護士として協力します。

例えば、自治体を中心となり、中小企業の再生、事業の承継を推進する事業を行うような場合、実際の手続きを行う受け皿となることができます。



これまでの連携実績

- 1 岐阜県内の自治体を実施する、中小企業の再生等を支援するための法律相談へ弁護士を派遣し、自治体の中小企業支援に協力しました。
- 2 岐阜県内の自治体を実施する、中小企業の再生等を支援するための事業において、弁護士による支援が必要と判断された場合に、破産や民事再生を受任することができる弁護士を派遣し、自治体の中小企業支援に協力しました。



岐阜県弁護士会 **電話での問い合わせ先 058-265-0020**
FAX送信先 058-265-4100

電話でのお問い合わせのほか、本書面でもご対応させていただきます。お気軽にご利用ください。

本お問い合わせ書は岐阜県弁護士会にて保管いたします。
当会が行う弁護士紹介の業務、管理運営のため、必要な範囲で個人に関する情報を記載させていただきます。
上記目的以外には、個人情報を利用しません。

お問い合わせ日		平成	年	月	日	受理番号
お問い合わせ者 (自治体等)	ご住所	〒				
	組織・担当部署	フリガナ				
	担当者お名前	フリガナ				
	ご連絡先	お電話番号	()		
	F A X	()			
	電子メール				@	
お問い合わせ内容	お問い合わせの概要 (まずは説明を聞きたいということでも結構です。該当するものに○をつけてください。)					
	1 弁護士の推薦・紹介	12 任期付公務員				
	2 職員向け研修・勉強会	13 スクールロイヤー				
	3 職員向け法律相談	14 市民向け法律相談・講演				
	4 条例制定支援	15 市民向けサービスの向上				
	5 公金債権回収	<input type="checkbox"/> 生活困窮者の支援・権利擁護				
	6 包括外部監査	<input type="checkbox"/> 消費者被害の救済・事前防止				
	7 行政不服審査	<input type="checkbox"/> 子どもの人権救済				
	8 空き家等の対策	<input type="checkbox"/> 高齢者・障がい者の支援・権利擁護				
	9 不当要求対策や反社会的勢力の排除	<input type="checkbox"/> 犯罪・DV被害者支援				
	10 コンプライアンスの確保・向上	16 法教育				
	11 行政事件訴訟等対応	17 中小企業支援				
自由記載欄						

※このページをコピーしてご利用いただけると幸いです。
岐阜県弁護士会のホームページ(<http://www.gifuben.org/>)からもダウンロードできます。